

申告に必要なもの

- ①申告者の本人確認書類
 - Ⓐ個人番号が確認できる書類…例通知カード、個人番号が記載された住民票等
 - Ⓑ本人であることが確認できる書類…例運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等
- ※マイナンバーカード1枚で、Ⓐ、Ⓑの両方を兼ねることができます。
- ※本人が来庁して申告される場合は、Ⓐ、Ⓑの原本の提示で本人確認が可能です。
- ※代理人(親族など)による申告の場合は、申告者のⒶの写しの添付が必要です。
- ②申告者の印鑑(認印) ※スタンプ印不可
- ③給与、公的年金等に係る源泉徴収票、報酬等支払調書
- ④事業所得(営業・農業所得)、または不動産所得の場合は、年間の収支内訳書
- ⑤諸控除の証明書…国民年金、生命保険、地震保険などの保険料の控除証明書等

社税務署の申告書作成会場、相談受付日時について

- 開設場所 社税務署(加東市社51-3)
 開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
 ※土曜日、日曜日、祝日を除きます。
 受付時間 9時～16時(市の受付時間とは、異なります。)
 ※混雑状況に応じて、相談受付けを早めに終了する場合があります。

注意点

- ①2月14日(金)以前は、開設していません。
- ②開設当初と申告期間の終了間際は、混雑が予想されます。
- ③混雑緩和のため、医療費控除の明細書や収支内訳書、青色申告決算書は、あらかじめ作成のうえ、ご持参ください。
- ④消費税に関するご相談の際は、税率ごとに区分して記帳した帳簿等をご持参ください。

問社税務署 ☎42-0223

要介護認定を受けている方の障害者控除について

要介護認定を受けておられる方が、所得税法上の障害者控除を受けるためには、確定申告時の添付書類として、「障害者控除対象者認定書」が必要です。交付を希望される方は、交付申請の前に、交付の可否について、高齢介護課にお問い合わせください。

要件 次の①～③の全てに該当される方

- ①65歳以上であること。
 - ②身体障害者手帳、および療育手帳の交付を受けていないこと。
 - ③市が定める次のⒶ～Ⓑの基準のいずれかに該当すること。
- Ⓐ要介護1～3で、主治医意見書の記載内容が「認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ・Ⅳ、またはM」であること。
- Ⓑ要介護4、または5で、主治医意見書の記載内容が「認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ」であること。
- Ⓒ要介護4、または5で、主治医意見書の記載内容が「認知症高齢者の日常生活自立度がⅣ、またはM」であること。
- Ⓓ要介護4、または5で、主治医意見書の記載内容が障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がB、またはCであること。

※Ⓓは、上記の状態が6か月以上継続していることが、主治医意見書で確認できる場合に限ります。

※基準日は、申請日の属する年度の12月31日です。ただし、本人が既に亡くなっている場合は、亡くなられた日を基準日とします。

申請に必要なもの

- ①対象者(本人)の介護保険被保険者証
- ②申請者(本人、または代理人)の身元が確認できる書類 例運転免許証、健康保険証
- ③申請者の印鑑(スタンプ印不可)

問健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) 担当:三馬拓哉 ☎43-0440

期間内に正しく申告を!

所得税の確定申告相談・住民税の申告を受け付けます

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

申告場所 市役所 2階 201会議室

対象 令和2年1月1日現在、加東市に住民登録がある方

市が応じる申告相談 主に、給与所得者および年金受給者に係る申告、白色申告者(おおむね事業等所得300万円以下の方)および住民税申告が必要な方が対象となります。それ以外の方は、税務署で確定申告をしてください。

市で申告相談に応じられない内容…高額な事業所得、譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、青色申告、増改築等に係る住宅借入金等特別控除、雑損控除に係るもの、損失の繰越に係るもの、過年の申告、消費税、相続税、贈与税など

申告内容 平成31年1月1日から令和元年12月31までの間の所得

確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する場合は、確定申告が必要です。

□自営業、農業などの事業による収入がある方

※建築労務、日雇い労務に従事された方も含みます。

□土地、建物等の貸付けによる収入がある方

□土地、建物等の譲渡による収入がある方

□生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方

公的年金等受給者で、確定申告が必要な方

□年金収入金額が400万円を超える方

□年金以外の所得金額が20万円を超える方

給与所得者で、確定申告が必要な方

□給与収入金額が2,000万円を超える方

□2か所以上から給与の支払いを受けている方

□給与以外の所得金額が20万円を超える方

□平成31年1月1日から令和元年12月31までの間に退職し、年末調整を受けなかった方

住民税申告が必要な方

所得金額の合計額が各所得控除額(※)の合計額を超えない場合(所得税等がかからない方)は、確定申告は不要ですが、次のいずれかに該当する場合は、住民税申告が必要です。

※所得控除について…<http://bit.ly/2Tsvlil>

□非上場株式に係る配当所得がある方

□シルバー人材センター、外交員などの報酬がある方

□加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方
☆国民健康保険税等が軽減されることあります。

□給与収入金額が93万円を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方
☆申告をすると、住民税額が変わることがあります。

□公的年金等の収入金額が、次の金額を超える場合で、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方
☆申告すると、住民税額が変わることがあります。

▪ 65歳未満の方(昭和30年1月2日以後に出生した方)
→98万円

▪ 65歳以上の方(昭和30年1月1日以前に出生した方)
→148万円



●所得税の確定申告をした方は、同時に住民税申告を行ったことになります。

●上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴収がある特定口座に限ります。)は、所得税と住民税で異なる課税方式を選ぶことができます。この場合、住民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書に加えて、住民税申告書を提出してください。

パソコン・
スマートフォンで
確定申告

e-Tax

パソコンやスマートフォンで、国税庁ホームページにアクセスし、「確定申告書等作成コーナー」にある国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して、確定申告を行うと、源泉徴収票などの提出を省略できます。

また、国税庁ホームページでは、「e-Tax」での送信以外にも、必要項目を入力することで、確定申告書を作成、印刷して、郵送等で提出することもできます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

問e-Tax作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901(全国一律市内通話料金)

